

学校法人研伸学園 役員及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人研伸学園（以下「学園」という。）寄付行為第5条に定める理事及び監事の職にある役員及び第21条に定める評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員及び評議員の報酬とは、役員及び評議員に支給する給与等をいう。

2 役員給与支給額は理事長が決定する。

3 役員及び評議員の交通費は次のとおりとする。ただし、交通費の額を超える場合は実費を支給する。

会議出席交通費 1日 5,000円

(支給対象者)

第3条 給与の支給は、常勤理事・監事のみとし、非常勤理事・監事には理事会等出席時に交通費のみ支払うこととする。

(給与非支給者)

第4条 常勤理事・監事であっても本学園の専任職員として給与の支給を受ける役員及び評議員には給与を支給しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。